

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発委員会規程

改正 令和2年4月20日 日赤秋看第102号

改正 令和2年5月21日 日赤秋看第234号

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学（以下「本学」という。）に置く教育研究開発委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣 旨)

第2条 委員会は、本学における先駆的かつ独創的な教育研究並びに他機関との共同研究等の研究活動を推進し、もって本学の教育研究の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認定看護師の継続教育の企画及び実施立案に関すること。
- (2) 先駆的かつ全学的な教育実践の企画と実施立案に関すること。
- (3) 全学的な研究実践と研究交流、研究支援の企画及び実施立案に関すること。
- (4) 研究倫理審査委員会に関すること。
- (5) 紀要の原稿募集に関すること。
- (6) 紀要の編集に関すること。
- (7) 紀要の発行及び配布に関すること。
- (8) その他教育研究の開発に関し学長が必要と認める事項

(組 織)

第4条 委員会に、委員長と若干名の委員を置く。委員長は、経営会議の議を経て、学長が任命する。委員は、学長が任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じ、新たに委員を補充するときの任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、原則として月1回開催する。

3 委員の過半数による委員会開催の請求があるとき、委員長は委員会を開催しなければならない。

4 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員会は、必要に応じ臨時会議を開催する。

7 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(紀要投稿規程)

第6条 紀要の原稿募集に係る投稿に関し必要な事項は、別に紀要投稿規程に定める。

(査 読)

第7条 委員会は、紀要の投稿原稿の採否等決定に当たり、査読を行う。

2 査読は、委員会が委嘱した査読委員が行う。

(報 告)

第8条 委員長は、審議結果及び実施結果を経営会議へ報告する。

(研究倫理審査委員会)

第9条 本学の教職員、学生及び本学に関連する学外者が行う人間を直接の対象とする研究について、生命の尊重、個人の尊厳の保持等、研究倫理の確立を図るため、教育研究開発委員会のもとに研究倫理審査委員会を置く。

2 研究倫理審査委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(事 務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局(部)総務課が行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発センター規程は廃止する。
- 3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要編集規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年5月21日から施行する。
- 2 日本赤十字秋田看護大学認定看護師教育課程の運営に関する細則は廃止する。